

## 人間文化研究機構本部監査室規程

平成26年12月2日

人間文化研究機構規程第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構本部監査室（以下「監査室」という。）に関し必要な事項を定める。

(室長)

第2条 監査室に室長を置く。

2 室長は機構長の命を受け、当該監査室の業務を総括する。

(業務)

第3条 監査室は次の業務を行う。

- (1) 監事監査業務の支援に関すること。
- (2) 会計監査人に関すること。
- (3) 内部監査に関すること。
- (4) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
- (5) その他、監査に関すること。

(監査係)

第4条 監査室に監査係を置く。

2 監査係は監査室の業務を処理する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。